公　募　公　告

令和８年１１月９日

厚生労働省所管国有財産部局長
神奈川労働局長　宿里　明弘

下記のとおり、公募に付します。

記

１．公募に付する事項
件　　名　　横浜港北地方合同庁舎における飲料用自動販売機設置・運営業務（１階）
募 集 数　　１者

２．設置対象施設の概要
所　在　地　　横浜市港北区新横浜３－２４－６
施 設 名 称　　横浜港北地方合同庁舎
施設利用者数　　約１１００人／日（見込み）
設 置 面 積　　１．０７㎡（１階）

３．営業条件等
営業の目的　港北地方合同庁舎利用者の利便性の向上を目的とし、安全で良質な飲料水の提供を行う施設として設置する。
使　用　料　令和９年４月１日に確定（※毎年度変更が行われる。）
（参考）令和８年度使用料　４２，６６９円（消費税額含む）
使用許可期間　令和９年４月１日～令和１０年３月３１日
年度単位の更新とし、初年度から５年以内に再公募に付し、事業者の見直しを行う。
設　　置　受託者にて設置（本機及び個別電力メーター計器）
経 費 負 担　管理維持費、人件費、光熱水費、消耗品費、公租公課及び飲料用自動販売機設置事業に必要な一切の経費

４．国有財産の使用許可
国有財産法（昭和２３年法律第７３号）第１８条第６項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

５．公募に参加する者に必要な資格
（１）令和９年４月１日時点において、飲料用自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る）について３年以上の実績を有すること。
（２）予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（３）予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
（４）応募資格証明書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
（５）次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この公募の応募申込書提出期限の直近２年間（オ及びカについては２保険年度）の保険料について滞納がないこと。

ア 厚生年金保険、イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、ウ 船員保険、エ 国民年金、オ 労働者災害補償保険、カ 雇用保険

（６）経営の状況及び信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な事業の履行が確保される者であること。

（７）厚生労働省から業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（８）過去１年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

（９）過去１年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い（※）「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。

※ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

（１０）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

（１１）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

（１２）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

（１３）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

（１４）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

（１５）暴力団又は暴力団員及び（9）から（13）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

（１６）法令等の規程により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等を受けていること。

６．公募要領等の交付場所及び問い合わせ先

〒２３１－８４３４　横浜市中区北仲通５－５７　横浜第２合同庁舎８階

神奈川労働局総務部総務課会計第２係　丸山

電話　　０４５－２１１－７３５０（内線６００４）

メール　maruyama-riho.ai9@mhlw.go.jp

※公募要領等は本公告開始日から令和８年 11 月 27 日（金）までの間、上記の場所、郵送又は電子メールにて対応する。

郵送での交付を希望する場合は、返信用封筒及び担当者の連絡先が分かる物（名刺等）を同封のうえ上記（１）あてに送付すること。

電子メールでの交付を希望する場合は、同様に上記（１）あて電子メールにて交付希望の旨連絡すること。

交付の申込みは、期限までに到着するように送付しなければならない。未着の場合、その責任は応募者に属するものとし、期限内の送付がなかったものとみなす。

７．選定方法

評価委員会を開催し、公募参加事業者より提出された企画提案書の評価を行い、事業者を選定する。選定の結果は書面により通知する。各事業者の評価点については、事業者名を伏せた状態で神奈川労働局のホームページに公表する。